

# 全部再資源化の仕組みの概要

## ART

(自動車破砕残さリサイクル促進チーム)

ARTはシュレッダーダストの適正、円滑かつ効率的なリサイクルを推進する自動車メーカー等で構成されるチームです。

### 1. 全部再資源化とは

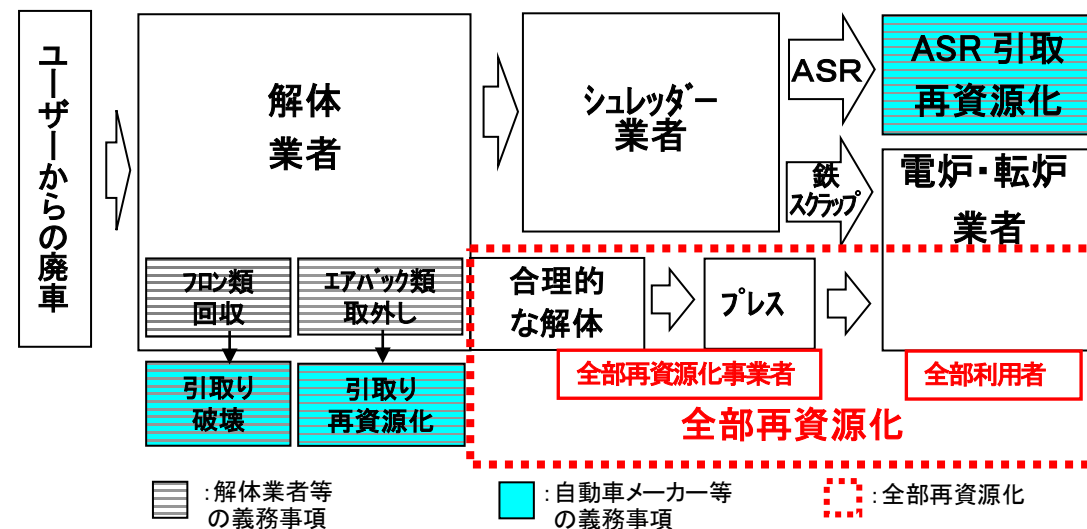
平成17年1月1日から自動車リサイクル法が本格施行されました。

自動車リサイクル法では自動車メーカー等（輸入業者を含む）にエアバック類、フロン類、シュレッダーダスト（以下ASR: Automobile Shredder Residue）の引取り・再資源化（フロン類については破壊）の義務を課しています。

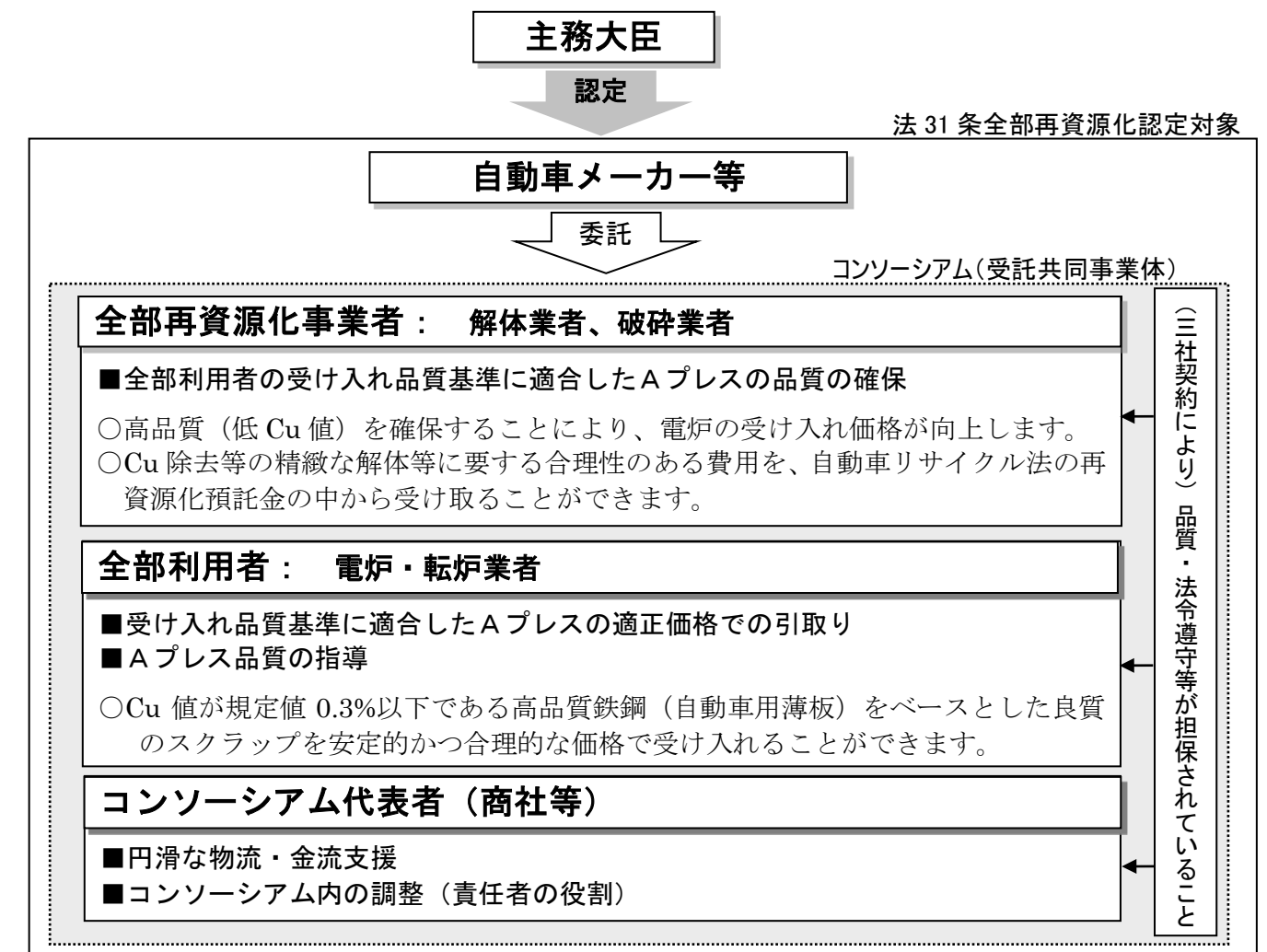
全部再資源化とは、上記3物品のうちのASRを生じさせない方法での再資源化であり、自動車メーカー等が全部再資源化事業者（解体業者、破砕業者\*）に委託し合理的な解体等を行うことにより、全部利用者（国内の電炉・転炉業者）がその解体をされた自動車を鉄鋼の原料として利用できる状態にすることをいいます。この制度により、自動車メーカー等は預託金から全部再資源化事業者はその費用を支払うことができます。\*破砕前処理の業許可を有するプレス・せん断処理業者

なお、自動車リサイクル法において、エアバック類、フロン類、ASRの引取りが「自動車メーカー等の義務」であるのに対して、法31条の全部再資源化は「自動車メーカー等が行うことができる」制度となっています。

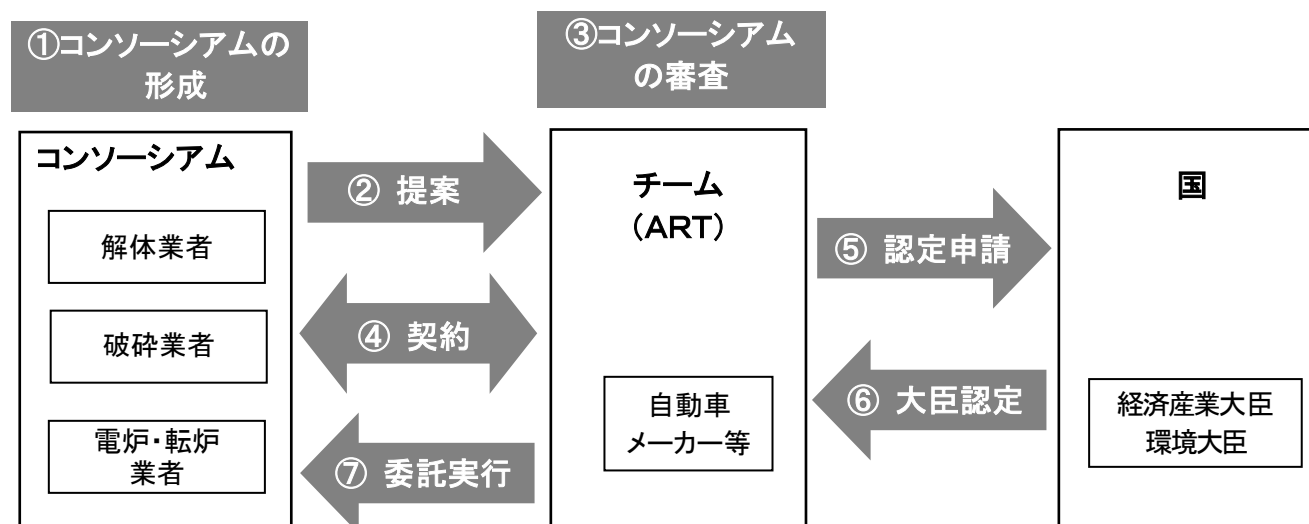
#### 廃車の流れと全部再資源化



### 2. 全部再資源化 構成者とその役割



### 3. 全部再資源化 認定の手順



#### ①コンソーシアムの形成

全部再資源化事業者（解体業者、破砕業者）、全部利用者（電炉・転炉業者）、及び必要であれば商社等が加わって、全部再資源化についての共同受託体制を形成していただきます。

#### ②提案

コンソーシアムとしての取扱予定数量、内部監査体制、品質管理体制、遵法体制及び全部再資源化の作業手順等を整理のうえ、ARTに提示していただきます。（これら事項についてのコンソーシアム構成者間のコンソーシアム基本契約書も必要となります。）

#### ③コンソーシアムの審査

ARTは、遵法姿勢、取扱予定数量、事業の安定性、継続性等を総合的に評価し、また、必要資格、許認可、施設適合性等を審査します。

#### ④コンソーシアムとの契約

ART参画各自動車メーカー等は適切なご提案を頂いたコンソーシアムと業務委託契約を結びます。

#### ⑤認定申請

ARTは契約したコンソーシアムについて経済産業大臣、環境大臣に対し認定申請を行います。

#### ⑥大臣認定

経済産業大臣、環境大臣が自動車リサイクル法31条に基づき、コンソーシアムを認定します。

#### ⑦委託実行

ARTは認定を受けたコンソーシアムのシステム登録を行い、業務委託を開始します。